

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 172 回定例会・会議録

日 時 平成 29 年 10 月 4 日(水) 18 : 30 ~ 21 : 00
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、石坂、石田、入澤、桑原、須田、高桑、高橋、竹内、田中、
町田、三井田、宮崎、吉田
以上 14 名
欠席委員 石川、三宮、千原、西巻、山崎
以上 5 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 瀬下原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 小島課長補佐、倉島副参事、中村主査
柏崎市 小黒危機管理監
防災・原子力課 関矢課長代理、砂塚主任、目崎主事
刈羽村 総務課 太田課長、野口主事
東京電力ホールディングス(株) 設楽発電所長、森田副所長
佐藤リスクコミュニケーター
太田原子力安全センター所長
込山放射線安全 GM
長原防災安全部長
水谷建築(第一) GM
武田土木・建築担当
山本地域共生総括 GM
徳増地域共生総括 G
(本社) 宗 立地地域部部長
高橋リスクコミュニケーター
(新潟本部) 中野新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 石黒主事 坂田主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第 172 回定例会を開催します。

まず初めに、本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。事務局からは本日の「会議次第」と「座席表」、「委員からの質問・意見書」。そして本日と次回の定例会の議題となります「広域避難計画に関する意見交換」の資料です。尚、この資料は委員への事前配布を予定しておりましたが、回答が揃うのに時間がかかり当日の配布となりました。ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

続きましてオブザーバーからの配布資料となります。規制庁から 1 部。エネ庁から 1 部。新潟県から 1 部。東京電力ホールディングスから 3 部届いております。皆様お揃いでしょいか。不足などがありましたら事務局までお申し出ください。

それでは、これからの議事進行につきましては会長からお願いいたします。桑原会長、よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

皆様、こんばんは。それでは早速、第 172 回の定例会を始めさせていただきます。それでは次第に則りまして、まず最初に「前回定例会以降の動き」ということで始めさせていただきますが、いつものとおり東京電力さんから刈羽村さんまでの説明が終わった後に、委員の皆様からの質問・ご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、東京電力さんよろしくお願いいたします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。発電所の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、発電所長の設楽よりひと言申し上げます。

◎設楽発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

日頃から本当にお世話になっております。発電所長の設楽でございます。最近のトピックスを 2 点、私からお話をさせていただきます。

一点目は、柏崎市・刈羽村内における、当社社員による訪問活動についてでございます。5 月から先月 9 月末までの期間、当社社員が、約 4 万 1 千世帯のご家庭を訪問させていただきました。直接お話をさせていただくことで、日頃から発電所のことをどのように思われ、そして感じられているのか、ということを変更して知ることができたと思っております。今後でも、我々としましては地域の皆様と直接お話できる機会を大切にしていきたいと思っております。そして、そのような活動を通じていただいたご意見に関しまして、今後の活動に活かして地域の皆様からの信頼、いただけるような発電所となれるように努めてまいりたいと思っております。

それから 2 点目でございますが、既にあの報道等でもご存知かと思いますが、当発電所の 6 号機、7 号機の設置許可申請書に関する審査でございますが、審査書案が本日の規制委員会で、今後科学的、技術的意見、いわゆるパブリックコメントを広く募集されることになりました。しかしながら我々としましては、今後も、引き続いて同委員会によります

審査に、真摯且つ丁寧に対応していきたいと思っております。福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、継続して安全性向上の活動に務めてまいりたいと思っております。本日、私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の「第 172 回地域の会の定例会資料(前回定例会以降の動き)」と記載されました、資料をご覧ください。

最初に、不適合関係についてご説明させていただきます。お手元の資料を 1 枚めくっていただきまして、右下のページ番号で、2～7 の資料になります。

こちら、9 月の 23 日、11 時 49 分頃、事務本館に、事務本館 2 階の第二用品庫におきまして火災警報が発生したことから、消防署へ緊急通報を行ないました。原因は、事務本館屋上において屋根の防水工事を行っていた際に、アスファルトをガスバーナーで溶かす作業を行っており、その際に油分を含んだ蒸気が発生し、用品庫内に入り込んだことから火災警報器が、火災報知機が作動してものと考えております。消防署による現場確認の結果、非火災と判断されました。

続きまして、発電所に関わる情報についてご説明させていただきます。最初の火災警報の件は今申し上げた通りでございます。2 つ目の柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組み状況については、お手元に資料に、下の番号でいきますと 8 ページ目からになります。具体的な対応状況につきましてはお手元の資料の記載のとおりとなります。

3 つ目でございます。新規制基準への適合性審査状況になりますが、あの先ほど設楽から申し上げましたように、本日の審査会合で審査書案が示されるとともにパブリックコメントに付されることになりました。

続きまして、その他の項目について説明いたします。1 つ目は新潟県見附市における、東京電力コミュニケーションブースの開設についてです。お手元の資料では 15～16 ページになります。9 月 27 日～10 月 1 日の 5 日間にわたりまして、市民交流センター「ネーブルみつけ」におきましてコミュニケーションブースを開設し、パネルや模型の展示を通じて発電所の安全対策を説明させていただきました。期間中は 268 名のお客様にご来場いただくと共に、34 名の方には、発電、柏崎刈羽原子力発電所の見学バスツアーにもご参加いただくことができました。

続きまして、その他の 2 つ目の項目でございますが、コミュニケーション活動の報告と改善事項について、になります。お手元の資料では 17～19 ページ目になります。具体的な改善事項といたしましては 2 点でございます。1 点目は、発電所の発電、見学機会の拡大、強化で、先ほどお話ししたように見附市で実施したコミュニケーションブースの開設に合わせて見学の開所を行ないました。

2 点目は、いろいろと地域の方等から、働いてる人の顔が見えない、とのご意見をいただいておりますので、そうした意見を踏まえまして、発電所の安全、発電所員の安全にかける思いをお伝えするシリーズの新聞広告を 8 月より掲載いたしました。資料の 19 ページ

上段に、7月からとありますが正しくは8月からになります。お詫び申し上げますと共に訂正させていただければと思います。

最後は、福島を進捗状況に関する主な情報になりますが、この後、高橋リスクコミュニケーターより説明させていただきます。

その前に、先月いただきました委員からのご質問につきましては、別綴じの資料のとおり回答を申し上げますのでご確認をいただければと思います。

それでは最後になりますが、高橋より福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況をご説明いたします。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。それでは本社の高橋のほうから、福島第一の廃炉作業の進捗状況についてご説明いたします。

まず最初ですが、前回の会議におきまして高桑委員からご質問いただいた汚染車両の件につきまして、ご回答したいと思います。事故当時ですけれども、発電所構内には約1700台の車両がございました。その内、事故後から車両のスクリーニング体制、まあつまり、汚染状態の検査体制になりますが、これが整備されるまでの間、または体制が整備された後もスクリーニングの基準が現在の基準より緩かった時期がありまして、その期間の間に警戒区域外に持ち出された車両が約460台存在していたことが判明しております。

その後、スクリーニングの基準が13000cpmという値に定められまして、現在まで運用されておりますが、警戒区域外に持ち出された460台について、この13000cpmを上回っている可能性があるということで、国のご指導もありまして追跡調査を実施することになりました。この内、約190台についてはスクリーニングの基準を超過している、上回っているということが確認されたため、所有者様に了解を得まして当該車両を回収させていただき、現在弊社のほうで適切に保管をしております。また、270台につきましては基準値を下回っていた、ということを確認できましたので回収は行なっておりません。

尚、現在も2台について調査を継続しているところがございます。この2台につきましては、車両情報等は把握できておりまして、関係者にご協力いただきながら対応を継続しておるところでございます。

本件につきましては、皆様にご心配おかけして大変申し訳ございません。汚染車両に関するご回答は以上になります。

それでは、廃炉の進捗状況についてご説明に入りたいと思います。お手元の「廃炉汚染水対策の概要」というタイトルの資料をご覧ください。その資料の2ページ、右下、白抜き2ページで主なトピックスをご紹介します。

まずページ真ん中、下のですね、「ミュオンによる3号機原子炉内燃料デブリ調査結果」でございます。ミュオンというのは、宇宙から降り注ぐ素粒子を計測評価することで原子炉の内部のデブリの状態を把握しようという試みでして、1号機、2号機に続き、3号機についても実施したものでございます。掲載の写真、今スクリーンにも映していただいております。見ていただきますとレントゲン写真みたいなものが撮れておりまして、まあ金属の

ような密度の大きい物質が黒く表示されております。まあこの結果から、本来燃料が装填されていた炉心域には大きな塊は一応確認できずに大半が溶け落ちているという状況が確認されました。

続きまして、ページ右中の「中長期ロードマップ改訂」でございます。こちら、別資料をご用意しております、続きの白抜きのページ番号の4ページ以降になりまして、「中長期ロードマップ改訂案について」というタイトルの資料をご覧ください。

中長期ロードマップにつきましては、9月26日に開かれました「廃炉汚染水対策関係閣僚等会議」におきまして改訂案が承認されております。本資料は当該会議向けに、資源エネルギー庁さんのほうでまとめられた資料なんですが、まあ福島第一関連ということで東京電力のほうから主なポイントについてご説明させていただきたいと思っております。

まず白抜きの5ページになりますが、今回の改訂のポイントになります。まあ燃料デブリ、燃料デブリの取り出しにつきましては、気中で横方向からデブリを取り出す工法の開発に軸足を置いて、格納容器、底部に溶け落ちていると思われるデブリの取り出しを優先的に検討することとなりました。

また汚染水対策についてはですね、これまで地下水の建屋への流入量を低減させる取り組みを主体として対策を実施してまいりましたが、これらについては一定の成果が得られたことから対策の範囲を拡大しまして、汚染水発生量全体を管理、低減させることとしました。

続きまして白抜きの6ページの「目標工程」です。続きまして汚染水対策については建屋流入量1日あたり100立米(m³)未満にすることを目標としておりましたが、これを概ね達成できたということから、今後は2020年までに、汚染水発生量全体を1日あたり150立米(m³)程度に抑制することを目標としました。また、燃料取り出しにつきましては、現場の作業環境、まあ非常に厳しい状況であるということがいろんな調査でわかってまいりましたので、1号機と2号機の燃料取り出し開始時期を2020年度から2023年度を目途にそれぞれ繰り延べをすることといたしました。3号機の燃料取り出しについては変更なく、2018年度中頃を目標に作業を進めておるところでございます。簡単ですが、中長期ロードマップの改訂のご説明は以上になります。

最後になりますが、1件トラブルのご報告をさせていただきます。9月28日になりますが、福島第一の1号機奥から4号機周りに設置しております、サブドレンピットの内、6機のサブドレンピットの水系に設定の誤りがあることが判明しました。その後、調査の結果、この水系の設定誤りが原因で一つのサブドレンピットにおきまして、一時的ではありますが、近隣の建屋の滞留水の水位をサブドレンピットの水位が下まわり、滞留水が外部に漏れだす恐れがある状態になっていたということが判明しております。まあ、但しサブドレンの水位分析などから、水の分析などから、これまでのところ滞留水が外部に漏れ出した、というようなことを示すようなデータは得られておりません。まあ設定の誤りにつきまして、深さ方向の基準点の設定を弊社と工事請負企業との間できちんと認識合わせをしていなかったということが要因の一つとして挙げられております。今回のトラブル

は非常に我々深刻に受け止めておりまして、現在原因の究明、再発防止対策の検討を進めております。まあご心配お掛けしているような、ご心配をお掛けするようなトラブルを発生させてしまい、深くお詫び申し上げます。

高橋からのご説明は以上になります。

◎桑原議長

東京電力さん、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、原子力規制庁さんお願いします。

◎平田 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、こんばんは。柏崎刈羽原子力規制事務所の平田です。今日もよろしくお願いたします。

それではあの、規制庁の前回定例会以降の動きについてご説明します。資料、1枚目ご覧になっていただきますと、まず原子力規制委員会。ご覧のとおり、本日の分まで入っておりますが、9月6日から本日10月4日まで、都合5回、柏崎刈羽に関する審議が行われております。で、前半の9月6日から9月20日までは、東京電力の経営者が変わったことに対するその、経営姿勢に関し意見交換を含めて委員のほうで審議を行ったものでございます。先週の第40回の定例会、それから本日の41回の定例会ですが、これで取りまとめの案について審議を行っております。で、あの報道等ではですね、「合格」というようなことが盛んに言われておりますが、これまだ合格ではございません。今後はですね、取りまとめ案が了承されたということで、経済産業大臣、それから原子力委員会に対する意見の募集、あと当然のことながら30日間ですがパブリックコメントの募集をかけて、その内容をですね、すべてまたあの審査書案のほうに反映した上で改めて委員会に諮って審議をしていただくというステップになりますので、まだあのひと月、ふた月は時間がかかるという状況でございます。次にあの、6・7号炉の審査状況ですが、取りまとめ案の審議に入ったということで具体的にその事務局側、規制庁側での審査会合等の実績はございませんでした。

法令通達に係る文書では、溶接安全管理の審査の申請書を受理しております。

それから規制者、東京電力との面談ですが、これはあの保安規定の第3条にかかる東京電力ホールディングスの対応ということで、保安規定の記載に関するヒアリングを1件行なっております。

裏側見ていただきますと、規制事務所関連ですが、先月9月15日に平成29年度の第二四半期の保安検査を終了いたしました。報告書案については現在本庁側に提出しておりますが、事務所等判断としましては検査の結果で保安規定の違反、それから指導等に係る事項は今回はなかったというふうに判断しております。

最後にモニタリング関係の情報については、最新版をここに載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。規制庁は以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さん、お願

いをします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。資源エネルギー庁の日野です。よろしく申し上げます。

お手元に配布しております、タイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右上に「資源エネルギー庁」の名前が記してある資料をご覧ください。

1.（1）エネルギー情勢懇談会について、前回の定例会でご説明した今後のエネルギーに係る2つの検討の場のうちのひとつで、こちらは、2050年までを視野に入れ検討する場となっているものです。第2回が9月29日に開催され、地政学的リスクのトレンド等について議論がなされております。

次に2ページ目の（4）をご覧ください。9月21日に自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループが開催されております。今回は、原子力の安全性向上に向けた産業界の取り組み、電力事業者における地元等とのリスクコミュニケーションについて事業者から説明がなされております。具体的には、中国電力と九州電力の事例が紹介されており、地元への説明方法など、どのようなリスクコミュニケーションを図っているかが説明されております。ご関心のある方は資料の当該部分の下に、当日の資料が掲載されているホームページの場所を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3ページ目の4.その他事項の（1）について、先々月にご紹介させていただきました「科学的特性マップ」に関しまして、都道府県ごとの意見交換会を開催することを発表しております。具体的には10月17日の東京会場を始めとして、今のところ予定されているものとしては、栃木・群馬・静岡・愛知など、資料に記載されているところで開催する予定です。また、この意見交換会とは別に自治体の担当者向けの事前説明会を9月19日に開催しております。

続きまして（2）について、先ほど東京電力さんからもご説明ありましたが、「廃炉・汚染水対策閣僚会議」が9月26日に開催され、福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップについて承認がなされております。

最後に、資料の最後のページに添付しました回答は、次の議題で取り上げる広域避難計画に関するご質問への回答です。内容は、事務局の方が別途エクセルの表にまとめている回答と同じものになっております。こちらのほうは後でご覧いただければと思います。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いをいたします。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

皆さまお疲れ様です。県の原子力安全対策課、課長補佐の小島と申します。本日、県議会期間中のごさいますて、課長の須貝の代わりにです。ね私が対応させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは資料ですが、右肩に新潟県と白抜きした「前回定例会以降の動き」、これで説明

をさせていただきます。

まず1番目、「安全協定に基づく状況確認」ということで、9月13日に月例の状況確認を実施いたしました。主な確認内容といたしましては、放射線監視用小型船舶の運用方法等の確認。地上式フィルタベント設備について工事の進捗状況の確認をいたしました。

次に2番目、3番目なんですけれども、これは県が行う3つの検証についてです。2番目に書いてありますものが9月11日、第1回となりますが、「健康と生活への影響に関する検証委員会」、健康・生活委員会とっておりますけれども、こちらの委員会及び、その下にぶら下がります「健康分科会・生活分科会」、これを開催いたしました。委員会の中では委員長等、分科会での座長を選任をいたしまして検証の進め方等について議論をしたところ です。

3番目に書いてございますのが、本日の議題にも繋がりますが「避難方法に関する検証委員会」これ9月19日に第1回を開催をいたしました。こちらでも委員長等の選任を行ないまして検証の進め方等議論をしたところ です。

これらの結果につきましては、県に3つの検証のホームページを設置いたしました。ただ議事録のほうはまだ委員の確認が終わっておりませんで、今のところ公表されておられません、確認され次第公開するという事になっておりますのでご確認をお願いいたします。

その他ですけれども、9月3日に北朝鮮の核実験がありまして、それによる対応ということでの放射線監視です。報道発表をしておりますが、9月3日以降、12日まで継続的に監視をしておりますのでその結果が報道発表しているというところ です。

で、最後。一番下になりますけれども、本日の「柏崎刈羽原子力発電所の審査書案了承について知事コメント」ということでこの資料の一番裏面になりますけれども、知事のコメントを出しております。あとでお読みいただければと思います。

県からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いをいたします。

◎小黒危機管理監（柏崎市）

柏崎市の小黒でございます。資料はございません。柏崎市では9月の13日、新潟県、刈羽村さんと共に発電所の月例の状況確認を実施をさせていただきました。それだけでございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口総務課主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。刈羽村におきましても今ほど新潟県さんからご説明いただきましたとおり、9月13日に安全協定に基づく状況確認を新潟県、柏崎市さんと共に実施しております。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、東京電力さんから刈羽村さんまで、前回定例会以降の動きということでご報告いただきましたが、これからは質問・ご意見を委員の皆様からお受けしたいと思います。手を挙げていただいて名前を名乗ってからの発言をお願いしたいと思います。竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。規制庁に質問なんですけれども。今回の私の、原子炉の基準地震動が新しくなってからの炉の余裕という質問に東京電力さんのほうから、「基準地震動が厳しくなった際の影響については現時点で申し上げられるものではありませんが、今後工事計画認可の中で詳細な評価を行い、国にお示しすることとしております」というような回答をいただいているんですけれども、これは、この状況で審査書は通ってしまうということなんですかね。あの、新しく基準地震動が変わったのはだいぶ前だと思うんですけども、あのこれからその詳細な評価を行うっていうので、適合審査が通ってしまうものなのか、お伺いしたいんですが。

◎桑原議長

それじゃあ規制庁さん、お願いします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、規制庁の平田でございます。今のあの適合性の審査というのは地震の強さをどういうふうに決めるかということに関して審査をしております、竹内さんのご質問にあったような、その設備が持つかどうかというのは、これからの工事認可の中で詳細設計として確認する部分ですので、おそらく東電さんのお答えというのはそういうふうな答え方になったと思います。で、規制庁側でも、認可された基準地震動に沿って例えばその原子炉なり、周りに付いてる配管なりがそれで「確かに持つ」ということはですね、別途その詳細設計の計算等で確認することになります。

◎桑原議長

いいでしょうか。

◎竹内委員

はい、ありがとうございました。私あの、炉の耐久性とか安全性ってすごい一番基本のところかなと思っていたので、そこがこれからだっていうのがすごくびっくりして。それで取りまとめに入ったということなのですが、じゃあこれからこの計算とかいろいろこう、その評価を行う中で、やっぱり無理だっていうことになることもあるんですか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、もしですね。その工事認可なりの確認の中で、「持たない」ということになれば、もうそれはあの、簡単に言えばアウトですけども。あの、実際にはですね、その設計の段階ですので、その基準地震動に持つようにですね、弱いところは一定の補強をするなりできちんと「これで持ちます」という計算が出てくるはずだと考えております。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。

◎竹内委員

ありがとうございました。その、評価の審査の部分もこれから適合審査が合格した後も適切にやっていっていただいて、安全第一でやっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

◎桑原議長

それではご意見ということで。他の方、じゃあ高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

いくつか質問がありますが、その前に今お答えいただいたことについてちょっとお聞きしたいと思います。この工事認可、工事計画認可の中で詳細な評価を行うと。この詳細な評価というふうなことについては公開されるのでしょうか。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、評価の過程が公開されるかどうかというのはちょっと今私、お答えできる内容を持ち合わせてないんですが、結果については公開されると思います。

◎高桑委員

その評価。結果の過程がね、やっぱりすごくあの。私は専門家ではありませんから私が見てどうだっていうことにはならないと思いますが、そういう過程が公開されることが安全を確保する上にはすごくやっぱり大事なことだと思いますので、もしそのへんがはっきりしなければぜひ、その途中の経過も含めて公開ということをね、ぜひお願いしたいと。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ご意見としてはあの、本庁側には伝えたいと思います。ありがとうございます。

◎高桑委員

ではいいですか、本当の質問。東京電力にちょっと質問と、それから県にお願いということで。まず東京電力に質問ですけれども、先ほど設楽さんのほうから、一応全部4万1千世帯ですか、戸別訪問が終わったということですけど、全世帯が終わったということなののでしょうか。

◎桑原議長

では、東京電力さんをお願いします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

各戸訪問につきましてはですね、9月末日を持ちまして訪問終了しております。

◎高桑委員

うちへはまだ来てないのですけれども。で、あの留守の場合には何か書類が置いていかれるということを聞いていますが、それもなかったので「まだ終わってないんだなあ」と思っておりましたが。それじゃあうちは抜けたのでしょうか。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

その点につきましては確認させてください。基本的には、ご不在のお宅には資料をポスト等に置かせていただいておりますけれども、個別の件については確認をさせていただければと思います。

◎高桑委員

私のうちの場合には私が質問したりする機会がありましたからね、それでも。まあそれでいいとは言いませんけれども。で、もし、そんなふうにはぼっと抜けてるところがあるとしたら、それはやっぱりちょっとまずいのではないかと思いますのできちんと確認していただきたいと思います。

それから続いてちょっと質問です。先ほどあの、汚泥。車両。汚染車両の問題で説明いただきましてありがとうございました。そこでちょっと抜けていたところがあるかなあとと思うんですが、実はこれは3月11日の事故があった後、3月23日まで12日間ノーチェックだったというような報道がなされているんですが、その件についてはいかがでしょうか。

◎高橋リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。先ほども申し上げましたが、3月11日から3月22日まではですね、このスクリーニング体制というものが整備できておりませんで、その間退行した車両についてはチェックができておりません。また先ほども付け加えましたが、その後スクリーニング体制ができた後も、一時的にスクリーニングの基準が緩かった時期がありますので、その期間について退行した車両についても、現行のスクリーニング基準を上回っている可能性がありますので、追跡調査の対象車種として調査をしてまいりました。

◎高桑委員

私はその、ノーチェックだったという期間が非常にあの問題だと思っております。で、確か柏崎のガソリンスタンドで随分高い汚泥が見つかって、ちょっとあの当時少しあのニュースになったかと思いますが、もしこのへんのところの体制がきちんと、新しいものできちんとなくなっていなければ万一事故が繰り返された時にまた同じようにね、放射性物質が拡散するということに繋がる。そういうものを扱っている会社がですよ。それに非常にルーズだったということについては、本当に深くこれはね、反省して。そういうことは決してないような体制をきちんとつくっていただかなければいけない。で、それにはやはりあの社員の方々の放射性物質に対する考え方といいますかね。そういうものを含めてもっときちんとした対応ができるように。そのノーチェックで出ることが、本当ならばちゃんと放射性物質の取扱いがわかっているならば、その働いていた方たちがノーチェックで出るということはあり得ないと思うんですよ。そういうところをノーチェックで出てしまうというね。そういう甘さが実はまだ今もあるのではないかと。例えばさっきの汚染水のね、問題も。その水位の問題ですか。それは、半年間設計ミスが見つからないままだったという、半年間も見つかってなかったと。で、目視などによる実測も行なっていないまま、半年後にやっとこういう表沙汰になったという、そういうところを見ましても、全然そこがね。取扱いに対する感覚というのが非常に鈍いままだというふうに思っております。そのところはぜひ改良していただかなければいけないと思います。まあ、ちょっと質問も兼ねて意見もお願いしました。

あと、県についてお願いです。東京電力から液状化の問題についてお答えいただきましてありがとうございました。その最後のほうに、私は大湊側の液状化がどうもあの少しあ

の曖昧なんではないかと、検討が曖昧なんではないかと思ってこの質問を東京電力にいたしました。で、今回回答をいただきましたけれども一番最後のページに、東京電力としてはこんなふうにして考慮しましたよ、ということが3つほど書いてありますけれども。実はあの大湊側の防潮堤は、自主設備というふうなかたちで審査を通過しておりません。自主設備ということで審査対象になっておりません。そこがどうなんだろうとか。それからフィルタベントは30mの杭を打ってあるというけれどもその杭は液状化で問題はないのだろうかとか。まあ素人ながら非常に心配なことがあります。で、そのへんについてはぜひ県の技術委員会で液状化だけではないですけども、こういうことも含めて丁寧な検証をお願いしたいと思います。一応審査書案は通ったと言いますがまだまだ本当に住民の側に立った親身な審査、検証になっているのかどうかというところは曖昧な感じがいたします。例えば液状化をとってもそうですので、ぜひあの技術委員会で。福島事故の検証というの必要ですけども、この現在の柏崎刈羽原発の審査書案に基づいた検証といえますか、それをきちんとぜひやっていただきたいと。これは要望、強い要望です。よろしくお願いします。

◎桑原議長

えー、それでは最後のほうは高桑さんの要望ということでよろしいですね。じゃあ他の方おられませんでしょうか。宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

はい、宮崎です。規制委員会にお願いします。先ほど合格证、合格、審査書が合格でないと、報道機関は合格というように流しているけども違う、という話ありましたけども。これからパブコメですかね、かけるんだからということが理由にあがったかと思えますけども。私はだいたいパブコメにかけるような段階ではないと思っています。というのは私が今日ここに質問した回答をいただきましたけども、全く答えてもらってません。で、どういう、簡単に言えば原発の下にある断層、活断層かどうか。12・3万年前以降動いていないということが検証されるようなことに関して私が質問してるんですが、全然答えられていません。答えないどころか、そういうものはないということを言ってる。どういうことかという、刈羽テフラと同じものが藤橋40という、藤橋のあのところで見つかったと。刈羽テフラが20万年前のもんだと。だから藤橋も検証なしに20万年前のものだと決めつけている。そして私は聞いたわけです。もし20万年前のもので古安田層であれば新しく積みもった安田層との間に不整合があるからということ、そこら東京電力は説明してきたわけですね。不整合だ、必ず不整合があるんだと言ってきたんですが、その藤橋でそれがあるのかと聞いたら、全然答えてないんですよ。こんな私みたいな素人でさえ東京電力が言っていることをまともに聞いてですね、じゃあこれだけの色を塗って、ここに古安田層と安田層がちゃんと見分けられるようになっているんですね、と聞いたら、何にも一つ答えていませんよ。こういうのはね、本当に大事なこの活断層なのかどうか判定することが非常に曖昧になっていながら、こんな。審査書をパブコメにかける、とんでもない。まだまだパブコメにかけるような段階じゃない。もっときちんと審査させて、東京電力に説明さ

せて、その証拠たる不整合の箇所をですね、挙げさせる、確認する、それくらいなければパブコメにはとてもできるもんじゃないと思います。まあ私はそういう意味では一つ抗議しておきますけども。このパブコメ、私もパブコメとやりに応募したいと思いますけど。

◎桑原議長

すいません。ちょっと短くお願いできませんか。

◎宮崎委員

はい、わかりました。パブコメにですね、この意義が出た場合にはこの合格っていうのは、取り消されるってことはあるんでしょうか。

◎桑原議長

規制庁さん、お願いします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

パブリックコメントで出てきたご意見、ご質問に関しては全部をあの、とりあえず審査をします。で、その上でそれがですね、反映・必要なものであれば、審査書の見直し等には戻りますが。例えば、その1件なんかこれおかしいから審査書見直ししなきゃいけないとなった時に合格取り消しということではなくて、改めてそのコメントを反映した審査書をつくって、委員会で審議するということであって、一気に取り消しということにはならないと思います。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。はい。

◎宮崎委員

はい。まあ一般論としてね、一般論として、たった一つ、なんか間違いがあったらそれはあるかも知れない。だけど重大、その意味ですよ。だって、その活断層かどうか、原発の下にある断層ですよ。活断層って絶対ダメだって言っているんですから。それたった一つでもこれ、そうだとすれば、これは取消だってあるわけでしょう。そのへんどうなのですか。一般論にしないで。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

あの、原子炉の下に活断層があると認定されればそれは取消になります。はい。但しそれはこれまでの審査で十分に審議が尽くされたうえで規制委員会が今日、一応審査書案として了承したというふうに私は認識しておりますので。例えば、そのコメントを出された時に、それは改めて確認はしますが、まああの、その結果がですね、どうなるかっていうのは今私のほうから説明することはできません。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。規制庁とすれば今のところはそういうお答えしかないということでございますね。はい。それでは他の方おられますか。もう一人だけ。吉田さん、どうぞ。

◎吉田委員

先日退任した田中委員長はですね、東電の事について「これからもしっかりやる覚悟が

あるから」それを何か、その姿勢を評価するようなことを言って。私は、論理的にきちつと説明されて、その上でもって東電の考え方を理解できるっていうんならいいんですけども、実になんか、私は信じられない思いで受け取りました。こんな人が今まで委員長として規制庁を率いて、引っ張ってきたのかっていうことを思うとですね、なんだこれほど。こんなものは何のために規制委員会があるのかっていうふうに、私は非常にガッカリしました。

それで、重要免震棟のことについても以前私、話をしましたけれども。なぜ重要免震棟が大事かっていうことは、それこそあの、新潟のその、柏崎刈羽原発が中越沖地震の時に全くその、建屋に入れなかったということがあって、それであの重要免震棟の重要性を言われて、福島もつくったと。そういういきさつがあるにも関わらず、柏崎また改めてその5号炉のところに作るから。緊対所をつくるから、それでいいんじゃないかと。耐震性が十分だからいいんじゃないかとか。全くその、論理の破たんだと私は思うんですね。それで私は近くに住んでいますので、こんなことで再稼働されたら、私はたまったもんじゃないと。そういうふうに思ってますし、だいたい規制委員会に対してですね、パブコメをやると言いながらも地元の意見というのが、その委員会の審査の中に全く反映されてない。原発の安全性だけが確保できればそれでいいという、田中委員長の考え方で。あの避難計画も、それは私たちの責任ではないと、そういうふうに簡単に言っているわけですね。そうすればですね、この原発から2kmとか3kmに住んでいる私たちはね、どうしたらいいんですかね。事故が起きたら。それもこれからまた話があると思うんですけども、私は非常にそういうところは、憤慨しています。

それで、普通ならばですね、柏崎刈羽原発、改良型沸騰水型原発ですけども。その再稼働の先鞭をつけるために柏崎刈羽の原発を何とか動かさなきゃいけないという、そういうなんか、その国か東電のそういう方針があって、それに沿って規制委員会が結論を出すんじゃないかと、非常に私は危惧していましたが今日のあの審査のあれを、様子を見ていますとまさにそういうことが前提でやられているとしか、私には受け取れませんでした。

まあ、そういうようなことをずっと今日見ていて、こんなで、6・7号機の方の審査が通るようだったら、地元の私たちにとってはどうしたらいいもんかと非常に心配。以上何もありません。本当に心配です。このへんを規制委員会はもうちょっとしっかりと時間をかけて審査をしてほしかった。今後もまだ合格はしてないという今お話ですけども、ぜひ地元としての意見は、あの規制庁のほうにですね、きちつと話をしていただきたい。全くその、都会の論理でですね、地方がこの危険を背負う、というのは私は非常に耐えられません。そういうこともぜひ、規制庁にも必ず考えておいてほしいと思います。以上です。

◎桑原議長

それでは今、吉田さんのご意見ということで。

それでは時間になりましたんで、前回定例会以降の動きというのはここで一旦閉じさせていただきます。それではあの、次の議題のですね、広域避難計画までにですね。ここで一旦休憩をとりまして、20分ちょっと過ぎまで休憩といたします。

◎桑原議長

それでは、会議を再開いたします。今日の議題はですね、広域避難計画に関する意見交換ということで、今回と次回と2回連続でやるということを予定しております。

広域避難計画につきましては、我々住民が一番その関心のあるところでございまして、過去にも何回か議論を重ねてまいりましたが、今回ですね、新潟県も技術検証の他に「健康と生活」、そして広域避難計画という新たな分野の検証のチームも出来上がりましたので、今以上にですね、実効性のある避難計画を目指して、地域の会でも議論していきたい。そんなふうになっております。今回のやり方といたしましては、時間の関係上中身の深い意見交換をしたいということで、オブザーバーの皆様には事前に各委員さんからの質問・意見等を提出してあります。それに対する一人一人のご回答もいただいておりますが、今回のやり方といたしましては、新潟県、そして柏崎市、刈羽村、規制庁、そして東京電力に関する委員さんからの質問・要望等ございますので、まず新潟県さんからこの回答に関しまして、個々にできれば一番いいんですが、まあこの中でどういう説明の仕方でもよろしいんですが。ただ今回と次回とですね、2回を予定しておりますが、もし個別にですね、ご回答というふうになるのであれば、石川さんと西巻さんと千原さん、山崎さん、三宮さんは今日欠席でございますので、この方につきましては次回を優先的にご意見等もいただきたいと思っております。従いまして、順番に相澤さんから行くのであれば、その方を除いた説明、ご回答でも結構ですとよくお願いをしたいと思っております。それでは、新潟県さんからお願いをいたします。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

それでは新潟県から説明をさせていただきます。やはり皆様のご質問が多岐にわたりますのでお一人ずつ、ということでお答えさせていただきたいと思っております。ただ、時間もありますのでちょっとさらっとですが。

それでまず1番目、1ページ目の相澤委員からのご質問。1点目が避難訓練についてということかと思っております。避難訓練に関しては当然住民参加のものですね、関係者、防災関係者のほうで確認、訓練するというものもございしますが、住民の避難を考慮した訓練においては、その訓練の目的に合わせてですね、相当の方ということで多くの方に参加していただけるように、そういったことも必要と思っておりますので、今後、今ほども話がありました検証委員会を進める中でですね、広域避難の行動指針、これが県の避難計画になっておりますけれども、その実効性を高めていくという中で随時訓練の実施について検討していきますのでご意見を参考とさせていただきたいと思っております。

2点目の渋滞対策につきましては、県としてはですね、効果的な渋滞情報の提供方法など、これについて引き続き検討してまいりたいと思っております。

続きまして新潟県にいただいているものということで、6ページ目になりますが、須田委員からのご質問です。災害時のシミュレーションということですが、県では平成25年

から26年にかけてですね、シミュレーション、避難時間推計というのを行ないました。これは外部への委託で行ったんですが、結果は公表しております。その結果につきましては、県の広域避難検討ワーキングチームで避難ルートについての検討の際にですね、活用いたしております。また市町村さんのほうでもですね、個別の避難計画において具体的に参考としていただいているものというふうに認識をしております。

続きまして、7ページ。高桑委員のご質問です。住民が受ける被ばく線量の制限値というご質問かと思えますけれども。一般公衆の年間被ばく線量限度1mSvということになっておりますが、ただ避難に際しては可能な限り被ばく量を少なくする、と。こういったことが必要と考えておりますので、今の委員会の中でもですね、そこを可能な限り下げるという方向で避難計画の策定に努めてまいりたいと思っております。

続きまして8ページ目、高橋委員からのご質問。アメリカの例を出していただきまして実効性のある避難計画策定は、不可能ではないかという問いかけかと思えます。で、この中でアメリカではその、稼働を断念したとか、廃炉というようなことをいただいておりますけれども、県としてはですね、今原発が稼働していない段階においても、燃料があるという状況でもありますし、避難計画というのは事故の可能性があるということで必要だと思っております、このため課題の解決を図りながらその時々条件下で出来る限りの防災計画、避難計画をですね、策定する必要があるというふうに考えております。ですので、稼働云々、廃炉云々以前にですね、現時点での計画は当然必要であるということで検討しておるところです。

続きまして、9ページの竹内委員のご質問ですけれども。県の回答11ページに掲載しております。まず②の避難方法についてなんですけれども。県としましては先ほども申し上げましたが、その被ばくを避けるためにですね、緊急時には指示に従って早急に避難等の防護を実施していただくということが必要と考えております。このための避難ルートや交通規制についてはワーキングチームで調整を行なっているところです。また、家族単位の避難と、より具体的な避難方法につきましては地域事情当然ございますのでそこを考慮して市町村のほうでお考えをいただいているところです。今後、県として検証委員会においても議論をしていただいでですね、より実効性のある避難計画をつくってまいりたいと思っております。

次3番目、モニタリング結果について、ですけれども、平常時のモニタリングの結果につきましても、今現在の公表できるものはしております。で、緊急時におきましてはさらにそれに加えてですね、緊急時用のモニタリングの展開がございますので、そこも併せて公表していくということになっております。この公表結果含めてですね、あらゆる情報によって総合的にその防護対策を判断し指示するということとしております。

4番目の避難弱者への対応ということですが、現在、避難困難者への対応については、県の広域避難検討ワーキングチーム、これは市町村の方にも入っていただいておりますけれども、そちらで検討をしております。また、社会福祉施設の事業者の方もですね、お会いをして意見もお伺いをしているところです。今後も要支援者の避難について、関係者

と意見交換しながら調整をしていきたいというように考えております。

次に5番目、UPZにおけるヨウ素剤の配布ということで、まずタイミングにつきましてはここに書いてあるとおり、国の原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、ということで、この判断に基づいてのタイミングでの配布ということになりますけれども、配布の実施主体ということになるとですね、今のところはまだUPZ内の市町村と協議を進めているという状況になっております。また、県としての考え方なんですけど、UPZ内についてもPAZ内と同様にですね、事前配布をしておくことが望ましいというふうに考えておりました、この事前配布につきましては、今現在の状況ではですね、その原子力災害対策指針において、医師が関与した説明会が必要だとか様々必要なことがありますので、そういったところを踏まえると市町村等に多大な事務負担が生じるという現状もございます。そこで実効性のある配布方法ということで、やはり課題があるということですので、関係機関、市町村と協議を行なっているところですけども、引き続き国にですね、その配布の方法の、簡素化ができないか、ということ働きかけていきたいということです。

次に6番目なんですけれども、複合災害の場合ということで、県の地域防災計画はまず複合災害ではなくて単独災害を基本として今つくられておるものがありますけれども、ここにですね、複合災害についても併せて書いておりました、その場合は被災状況に応じて適切に対応するという方向を考えております。尚、国が7月に取りまとめた関係府省会議の分科会においては、自然災害に対する避難を優先するということですので、実際にいろんな災害があつてですね、個別のケース考えなければいけないとは思いますが、そこも状況をいろいろパターンを考えながら避難計画を検討してまいりたいと思っております。

続きまして13ページですね、田中委員のご質問です。広域避難計画の策定について、ということで、県といたしましては26年に市町村の避難計画の前提となる広域避難の行動指針、これを策定しております。今後、県の避難委員会において避難計画の実効性について検証していただくということになっておりますので、その検証のですね、最終結果ではなくて、いろいろ意見をいただきたいと思いますのでその意見を随時検討、反映しながら、また訓練を実施する中で明らかとなってきた課題、それをその都度ですね、この指針に反映をして、そのサイクルを繰り返していくと、ということでバージョンアップを繰り返して実効性を高めていきたいと考えております。この避難委員会の検証状況については、ホームページ等で情報公開を行なっていきますので、そういったことにしております。また、関係者の打ち合わせということについてなんですけども、今まで広域避難検討ワーキングチームというのをつくりまして、県は広域自治体としての立場から、市町村は基礎自治体の立場ということで、立場は違えども、共にですね、広域避難に関しての課題について検討を続けているというところです。

次にあのミサイル発射の避難計画なんですけども、弾道ミサイルが発射された際には、ということでまず、国民保護計画の対象になりまして、県の国民保護計画に基づいて住民に屋内退避を促すというようなことになっております。但し原発に異常があれば、それは

東京電力さんからですね、ご連絡をいただいて原子力災害としての対応も同時に行っていくということになっております。

最後の、戦争時の対応ということなんですけども、これに関しましては戦争時ということですので、国の制度に依るということになりますので、県としての回答は控えさせていただきます。

次、西巻委員ご欠席ということですので、16 ページの町田委員の回答が 17 ページです。冬場の避難計画ということなんですけども、県の防災計画では複合災害時にはまずあの単独災害基本なんですけども自然災害等による状況も考慮しながら避難施設等の被災状況に応じて適切に対応するということになっております。先ほどと同じになりますけども、国の分科会ではまあ自然災害に対する避難を優先ということにしておりますので、また今後ですね避難検証委員会の検証も踏まえながら具体的に様々な場面を想定した防護措置の方法について検討してまいりたいと思っております。

次にフェリーの利用ということで、これもですね県の地域防災計画の中では、船舶等も避難手段として想定をしております、事業者との調整を今後進めてまいりたいというところです。まだ民間事業者の協力をお願いということですが、ここについては法律上の課題等がありまして、そのあたりについてもですね、国に対して要請を行ったり、事業者への働きかけを行ったりはしているというところです。

あとは防災訓練について、参加できない方への周知、広報解説ということなんですけども、訓練に参加していただけない、いただくことができない、難しい方のためにですね、県といたしましても広報活動に努めてまいりたいと考えております。

次、18 ページ。三井田委員のご質問です。避難の道路のお話ですけれども、その避難経路の確保につきましては、本県だけではなくてですね、やはり財源が必要になるということもございますので、全国知事会や原発関連の県でつくります協議会がありますが、それぞれの様々なチャンネルを用いながら、国に対して財源要望をしてみたいと思います。併せて円滑な住民避難に向けて、国の関係省庁がメンバーになっております作業部会、で、先ほどからお話をしています県のワーキングチーム、これらにおいて検討してまいりたいと思っております。

続いて 19 ページの宮崎委員のご質問です。県の回答 20 ページに載せておりますが、放射能に関する理解・教育といったお話かと思いますが、県としましてはこの原子力災害の特殊性を考慮いたしまして、放射能に関する知識の普及に努めてまいりたいと考えております。また、避難時の確実な除染ということですが、現在避難退域時検査の場所の候補地の選定を行なっておるところです。

21 ページの吉田委員のご質問です。要援護者と避難困難者への対応ということで、県のワーキングチームにおきまして市町村や庁内関係課と検討を進めております。

また住民の皆様への防護資機材の配布ということにつきましては、避難等に際して必要となる住民向けの資機材、これについて配備の必要となる経費についてですね、国に対し財源措置を行うよう要望しているところです。

あとは、複合災害を想定した防災訓練ということになりますけれども、福島事故以降、基本的に訓練の時は複合災害を前提として訓練を実施しております。で、今後また検証結果を踏まえながら必要な訓練を行います、その際もヘリコプターの使用も含めてですね、検討してまいりたいと思っております。以上になります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さんよりお願いをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市の関矢です。19人中16人の委員の皆様からご質問をいただいております。

まず1番の相澤委員さんから1ページ目ですけれども、防災訓練のことにつきましては、市としても訓練を計画・実施については多くの人から参加していただけるように調整したいと、そういうような検討をしたいと考えております。そして、避難時の渋滞に関しましては当然、避難指示が出された場合に、まあ地区にもよりますが、まずPAZを考えても相当数の自家用車が動きますので、渋滞はありますが、それを緩和するための対策を今ガイドブック等で地区ごとにどこへ向かって行くかという経路を示させていただいてますが、道路ごとに市内のエリア、市外のエリアを含めて国・県・関係機関と連携した対策の検討が必要であるというふうに考えております。

次に石川さん、2番の石川委員につきましてはご欠席ということで、3ページ目の石坂委員さんからのご質問ですが、原子力防災訓練について、かなり実情をお知りの上でご意見いろいろいただきました。今後の参考とさせていただきたいと思えます。ただ、柏崎市は全域が原子力災害対策を実施すべき地域でありますので、日頃から住民の皆様への防災意識の啓発と原子力災害時取っていただく行動への理解・促進に務めるために各地区、各自主防災会でこの、市が作成してます広域避難計画についての説明会の開催ですとか、個別の地区ごとの防災訓練への取り組みなどについて、ご協力をお願いしてるところです。それで、今現在説明会もやってくれという町内会さんも出ておりますし、今時点でも地区でできるところまでの訓練をやりたいんだが、という相談が実際来ております。各地区、自主防災会での、できるところまでの訓練ということで今、基本的な、PAZ、UPZありますが、基本的な活動についての資料作成しております、これを各地域の実情に合わせて、海がある、山がある、川がある、いろいろな災害の、複合災害のケースもありますので、そういう実情に合わせた訓練をしていただけるように今準備をしているところであります。

1枚めくっていただきまして、4ページ目。石田委員からのご質問ですが、原子力防災対策、広域避難計画等の策定については、市だけでなく、国・県・市町村・関係機関連携して取り組むことが重要で、日頃から意思の疎通を図って協議検討を進めていくことが必要だと市も考えております。実際、数年検討している中で、担当者も変わる中、そういうところもありますが、日頃から意思疎通を図れるよう工夫しながら検討を進めております。で、もう一つあの、スムーズに避難することができるかということにつきましては、広域避難計画の見直し作業において、今までも各地区のコミュニティで町内会の会長さんとかですけども、一般の市民の方が一堂に集まるということはなかなか難しくできないんで

すけれども、役員さんレベルの方に説明をさせていただいて、その折に、ご意見・ご要望をいただきながら策定してきております。今後も防災訓練ですとか、広域避難計画の説明会などにおいて、住民の方からのご意見・ご要望をいただきながら取り組んでいきたいと思っております。

次に5番目の入澤委員さんからですが、柏崎市では平成28年2月に防災ガイドブック原子力災害編を全世帯に配布させていただいております。これについてはこの時点で、住民の皆様にお知らせできるものをまとめてお配りしているもので、これが当然完璧なものではございませんので、今後避難計画の課題を解決して、またお知らせすべきものが当然出てきますので、また改めて今のガイドブックのようなものになるのか、他にもご意見いただいておりますように、そのへん、改めて全世帯にお知らせは継続してまいりますので、そういう中で内容を見ていただきたいと思いますと思っております。

5ページ目に移ります。桑原会長からいただいております。やはり防災訓練ですとか、災害時の対応を問題視されております。先ほどもありましたように各地区、各自主防災会さんで説明会の開催、防災訓練への取り組みにご協力いただけるように市のほうからもお話をさせていただいております。先ほどもありましたようにベースとなるものを作成しておりますので、これらを提示しながら個々の訓練、まあ大きな訓練も大切ですが、地区ごとの訓練も実施して頂けるように取り組んでおります。

7番の三宮委員さんですが、学校についての避難指示等について等。柏崎市民でなくて、柏崎市に通われているような方々。事業所等に原子力災害についての説明はないのかということですが。まず学校につきましては。

◎桑原議長

あ、すみません。今日、三宮さん急遽欠席になりましたので。できましたら、来月お願いできますか。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

あ、そうですか。わかりました。じゃあちょっと学校だけ。皆さん、この質問。三宮さんだけがちょっと出されていますので、学校についてだけ説明させていただきます。

平成28年2月に、柏崎市学校総合防災計画原子力災害対策編の内容を修正して、これを各柏崎市立の小中学校、ここにもうお配りしまして28年度当初、職員の異動、生徒の新入学、それに合わせて学校ごとに防災計画、原子力災害も含めて体制等つくっていただいて、もう運用しております。まだ県のほうでは、県立学校、特別支援学校ですとか、高校、それと翔洋があるわけですが、その県立学校のためのガイドラインを作成中ということで、柏崎市の学校、総合計画も参考として提出しております。これらを基につくられるということをお聞きしておりますので、それが出てきた折には、市の広域避難計画との整合性を取りながら、内容を確認していきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして。もう1枚、7ページ。高桑委員さんからのご質問ですが、被ばく線量の制限値ということですが。今、示されている原子力災害対策指針については、IAEAの、IAEAを参考に、EALですとかOIL、それらを示しているものというふうに考えて

おりますが、まあだいたいあの、線量については制限値というものが明確に、あの示されているものではないというふうに認識しています。ただ、OIL での判断基準、そういうものであって、最高、まあ、限度といたしますか、そういうものは当然示されていないと、いうふうに市としては理解しています。ただ、ICRP との勧告で 100mSv から 20mSv、この間で、福島の事故の時もこの間で対応を、いろいろな対応をとっていたということで。あと、制限値が示されていないということですが、市としてはできる限り被ばく線量は低減することが重要というふうに考えております。そして中越沖地震で被害のあった道路ですとか橋。それらの修復工事では、耐震強化は考慮して、復旧はしていますが、じゃあ震度いくつまでは大丈夫かというところにつきましては、まあ強化はしてありますが、実際に揺れた時に壊れる、壊れないというのは明確にこう示せるということにはなっていないということでご理解いただきたいと思います。

そして、安定ヨウ素剤につきましては、先ほど新潟県さんのほうからもありましたが、PAZ も当然事前配布しているとはいえ、持ってない方、旅行者、一時滞在者、そういう方も持ってないという時もありますので、どこでそういう方に配るのか。それと UPZ での緊急配布。そういうものについては、今、分散配備も含めて、新潟県の医務薬事課さんと他の UPZ 市町村、それと医師・薬剤師会さん等も協力を得ながら検討をしているところであります。

あと、ガイドブック等での説明につきましては、先ほど来申し上げてきていますが。町内会、自主防災会だけでなく、柏崎市としてはふれあい講座という生涯学習の制度の中に、市の原子力防災対策というメニューを挙げさせていただいて各種団体、サークルなどからご要望により、職員が出向いて説明をするという制度がありますので、こういうところを活用していただくと。で、実際には、各種団体・町内会・サークル、それ以外に学校、高校、小中学校からも授業の一環、あとは防災訓練の一環で話をしてくれと。生徒及び PTA の前で説明してくれという要望も実際ありました。

さらに 1 枚めくっていただきまして、その次ですかね。竹内委員さんからで回答が 12 ページになります。12 ページで、原子力災害だけに限らず、竹内委員さんのほうから現実的でないという、言い方をされているんですけども、これが理想の状態ということでも私、理解しまして。何の災害においても起きている時点のことが、それが現実ということでそれに対して適切な対応をいかに取るかが重要で、災害の発生の状況によっては帰宅が困難、それとまあ職場、我々行政、職員もそうですけども、企業の皆さんについても緊急招集というような活動もあるかと思えます。そういうことから家族全員が自宅にすぐ集まれるかという問題は当然あると思えます。そういうことにつきましては、事前に、家庭において、災害時の対応、原子力災害ではバラバラに避難、ということになったら、例えば避難経路所、若しくは避難所はここだから、ここで落ち合おうとか。災害時には会社に行きなきゃいけないから、皆と一緒にいけないとか、ということをおあらかじめ打ち合わせていただければ、その時の不安とかもちょっと少なくなるのかなということに、取り組んでいただければありがたいと思います。

そして④番の災害時要支援者の対応につきましては、施設・在宅、両方の面がありますので、引き続き協議検討を行なっていく必要があると思いますし、現在も行なっております。

5番目の安定ヨウ素剤の県につきましては、先ほどもありましたように、新潟県と、等々と協議中であります。

そして⑥番目の複合災害時の屋内退避ということで、柏崎市としては、以前から震災と原子力災害、UPZの屋内退避が有効なのかと、できるのかと、いうところも当然問題視しておりました。そこで、国のほうから、先ほど新潟県さんの回答にもありましたけども、命を守ることが優先ということで、UPZエリアにおきましても、屋内退避ができないというような場合には、原子力災害というよりは震災を優先して先行的に避難をさせなければいけないということを考えております。そして、県内の市町村等で避難経路所、それと避難所開設をどうするかという協議の中で、PAZが動き出した後に、もう当然自主的に避難される方もおられるだろうということも想定しながら、PAZの避難が始まったら、柏崎でいうUPZの方を受け入れていただく市町村の避難経路所はもう開けましょうと。というような流れで、概ね計画のほうを作っておりますので、震災での先行避難も当然同じように、先行避難も可能だろうというふうに考えてます。ただ、どういうふうにエリアを決めて、どれだけの人が、から避難してもらうかは、やっぱり災害の規模、状況に応じて判断しなきゃいけないというふうに考えております。

次に、13ページの田中委員さんの回答が15ページになります。地域防災計画、原子力災害対策編や広域避難計画の策定は市の責務でありますので、真剣に取り組んでおります。市だけでは解決できない部分がありますので、国・県・市町村及び関係機関連携して取り組むことが重要であると考えておりますし、その決まった内容につきましては住民の方々にわかりやすく伝える事ができるよう、工夫することも必要だと考えております。

それで次に、ミサイル攻撃を含む武力攻撃に対しての避難計画ということでありますが、市は国民保護法第35条の規定に基づきまして、国民保護の措置の実施に関して、柏崎市国民保護計画を平成19年2月に作成しております。その後、順次見直しをかけてきています。それで、この国民保護法の中に全て書き込めない、というところにつきましては、現にあります地域防災計画の自然災害対策編ですとか、「原子力発電所」、ここを狙われた場合につきましては、原子力災害対策編に準じた措置を講ずるということになっておりますので、国民保護計画プラス、例えば原子力防災対策みたいなものの組み合わせで対応していくということになります。

次をめくっていただきまして、15番の町田委員さんからのご質問の回答が17ページになります。複合災害を、というか、大雪ですとか冬場の避難計画を考える必要につきましては、当然複合災害を想定して避難道路の確保ですとか、そういう面で対策を検討する必要があるというふうに考えておりますし、周辺市町村とも、道路の状況については、既に協議を開始しております。それと避難手段、あの今フェリーのご提案をいただいておりますが、基本的にはあらゆる手段、バス、船舶、鉄道、ヘリコプター、そういうものの具体的

な活用をまあ考えております。それと、柏崎市の地域性ですが、旧市街地を見ると JR がこう、線路が走っていますので、例えば 8 号に出る間には、高架橋ですとか、当然踏切、そういうものがボトルネックになって、当然すぐ出る矢先に渋滞になるということを懸念されてのご質問かと思えます。それにつきましては、また当然、信号が生きているとか、死んでるとかいう状況もありますので、どういうふうに渋滞を緩和できるか、そういうものについて有効な対策というものを見出せるか、ということで、特定の方向に集中させないと。今後の避難計画に示してある経路のようなところの示し方も、考えながら、集中させない誘導方法を道路管理者、警察等の関係機関と検討を行なっていきたいというふうに考えてます。

次に、1 枚めくっていただきまして宮崎委員さんから 19 ページになります。防災訓練の実施にあたって PAZ、1 万 6 千 400 人。こういう人が避難ということなので、訓練についても大勢の方の参加をいただくためのいろいろなご提案をいただきました。今後の参考とさせていただきます。それと、こういう大きな訓練も繰り返し、まあ小さな訓練もそうなんですけども、繰り返して習熟等、問題点等も拾い出して解決していくということで、自主防災会さんでの訓練に向けた取り組みも重要として、と考えてます。ただ、訓練とはいえですね、何でも訓練だからといってちょっとできるわけでもなくて、市外から柏崎市を通過する車両、旅行者、まあ訓練に関係しない企業や営業の業務を妨害したり、ということが当然できませんので、さらに大量の車が、自家用車が動くということになると、交通事故、その補償をどうするかというところが一番ちょっと問題になってまして、それと過去の防災訓練でもあったんですけども、実際に体調を崩されたという方がいらっしゃいますので、そういう方が発生した場合の緊急対応も考慮しながら訓練を実施してきておりますので、訓練が故にこう、必要な対策ですとか制約もあるということをご理解いただければと思います。

1 枚めくっていただいて、山崎さんは欠席ですので吉田委員さんのご質問で、回答が 22 ページになります。中越沖地震の時に高浜地区が一時孤立したというところは市も承知しております。そういうことから、高浜コミュニティセンターに放射性防護設備を設置しました。それでご質問にありますように、大湊、宮川の住民の皆さんへ説明は実は実施してありません。それにつきましては、万一の場合の設備をどういうふうに運用するか。具体的にはいつ回していつ止めるのか、というようなところですか、その屋内退避中の職員派遣の体制や避難輸送体制、それらの詳細について今、国・県・関係機関と詰めてるところで、内容が決まった折に全体、住民の皆さんに説明をさせていただきたいというふうに考えてます。さらに、年 1 回ではありますけども、設備の操作の説明等、実際に動かして、体験をしていただいております。その折には、宮川町内会さん、自主防災会さんにお声をお掛けして、役員さんにまあ 10 名ほど集まっていたいただいて、実際に我々が各扉を閉めて、電源を切り替えて、自家発電機を回して陽圧装置を動かすと。いうまあ実際に中に留まっていたいただいて、体験をしていただいております。まだ、今年度につきましては、設備の点検等の関係で、冬になるかもしれないんですけども、事前にお知らせして、お立会い

ただければというふうに考えてます。それと、避難要支援者に関しましては、まあ今、緊急時対応、柏崎市内にそう、今避難、要支援者の制度というものは柏崎市、まあ確立しているんですけども、さらにそういう方々プラス厳密に言えば乳幼児・妊婦・外国人、いろいろな方が実際には避難要支援者という枠に入っております。そういうところも考えまして、どの地区にどういう方がおられるかという実態をですね、把握するために今作業を進めております。次に先ほどの陽圧、放射線防護の設備に関連しまして、備蓄品、防護資機材については、あの実は確保はしてあります。ただちょっと現地に置くスペースをどこにするかということで、今、探しております。ですから一応、65人収容で3日分の毛布、食糧、水、それとタイベックとマスクですか。そういうものは整備してるんですけども、じゃあ宮川町内の皆さんの分というと、先ほど新潟県さんのほうから回答ありましたが、そういう資機材、揃える手立てについて要望、国に要望されてるということになります。

そして次に、ヘリコプターでの輸送についてですが、実は平成25年3月の原子力防災訓練において、宮川地内の宮川神社の前にある広場、あそこにヘリコプターを降ろして、離発着させて、実際に避難者の方を搬送する訓練を計画しておりました。ただ、やはりあの3月で、あの強風、ちょっと天候が悪くなりまして、強風のため、訓練なのでヘリコプターが墜落するということがちょっと避けなければいけないということで急遽中止をしたということもあります。我々も、防災訓練を行う際に先ほど来、あらゆる輸送手段を具体化させるということで、ヘリコプター、船。この同じ時に椎谷の港に海上保安庁さんから、まあ大型船は沖合にいますし、あのタグボートというボートを椎谷の漁港に入れて、乗ってもらおうということも実は計画しておりましたが、やはり同じ強風高波で、ボートが転覆する可能性があるということで中止と。ですから、災害時も結果的に悪天候になるとそういうものが使いにくくなるという課題があるということは明確になっておりますので、そういう場合をまたどうするかというのも、課題になりますので、次の手を考えておくということも取り組んでおります。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。続きまして刈羽村さん、お願いをしたいと思います。今日はですね、時間的には皆さんの説明で終わりそうな気がするんですが、時間の範囲内で短くお願いできればと思います。

◎太田総務課長（刈羽村）

はい、刈羽村の太田でございます。あの、ご要望に応じてできるだけ短く、はい。説明をさせてもらいたいと思います。

まあ、行政は3回目ですので、行政としてはほとんど内容が似たかよったかという格好になろうかと思いますが、刈羽村としては4ページ目ですか。入澤委員のご説明に対してのご説明になろうかと思いますが、あのまさにこれ、とっても重要なことでございまして、いろんなことがあったけれども、もう1回その全戸に基本的なことを改めて計画的なものを配布したらどうかというご意見でした。これはあの、我々も一番大切なことは、伝えて

はいるけれども伝わっていないと、というのが一番の問題ですので。あの、実際伝える努力はしているつもりなんですけど伝わっていない。であればどうすればいいんだろうかっていうことで、何かいい方法を今考え中でございます。見る方でも映像は、今現在も流れておりますし、全戸に紙も配り終わりました。ガイドブックも配布したんですが、ガイドブックは残念ながら何部か回収されております。それも分別回収というところで、柏崎の焼却炉のほうに行ってると思うんですが。ただこれもあの、編集をした私にとっては非常に涙が出る思いで、やっぱりこういうことではまずいと。ですから、伝わる方法は、ということで、これはやっぱり重要なことだと思いますのでまた今後も引き続き考えたいというふうに思っておる次第でございます。

三宮委員は欠席だということですので飛ばして説明をさせていただきます。

高桑委員さんにつきましてですが、これは何回か質問を受けて、同じような回答です。今さらその回答を一つひとつお答えすることはしませんが、柏崎も言ったような内容でございますし、避難計画というのは制限値が云々ではなくて、いざという時には放射線量と距離と時間、この3つが非常に重要だということで、それをクリアするべく避難をさせるのが大切だということでございます。最後は、また説明会を、ということでございますがこれはあの、地区の代表等の会議、6日にもまたあるんですけども、あの地区の会議の際には代表等をお願いをして、説明会をさせていただきたいというようなことはお願いいたします。今現在は、新屋敷と西元寺、2集落が来い、ということで、お邪魔をさせてもらっておる次第でございます。

続きまして、竹内委員さんの質問に対する内容ですが。うちのほうとしては、②番、④番、⑥番というふうなところでございましょうか。あの、②番については、まさにお見込みの通りでございます。家族みんなが手を取り合っただとか、自分ちの家の車で出かけるというか、避難するということはまずもって無理だろうなあということは想定の内です。まあ実際、福島の時にも津波の時にも、基本的には「てんでんこ」というような話もあったようですけども、要は自分の身を自分で守るというふうなこと。ないしは、私も立場上、別に原子力災害に限らずですね、地震の際も一切家族の面倒は見ておりません。これは地域が見てくれるというふうな連携があるから安心して自分の仕事ができると、自分の役割を全うできるというふうなことでございます。地域の中で、連携を元に避難していただくというふうな恰好だろうと思いますし、④番につきましては、とても重要なことなので、関係機関と十分連携をしていろんな話し合いを続けていきたいと思っております。⑥番につきましてもまさにこの連携、各所との、各関係機関との連携は重要なことだと思いますので、情報収集等行い、スムーズに避難を実行できるような対応を引き続き考えていきたいというふうに考えております。

田中委員につきましては、主にというところで2番目のところでございましょうか。打ち合わせをしてわかりやすく私たちに伝えてほしいという、これにつきましては打ち合わせをしておりますし、月1回くらいかな。柏崎市さんの説明のあった内容の通り、協議会の中で打ち合わせをしております。ただ、現段階でその避難の細かな経路について公表で

きる段階ではないというふうなところでは、一旦公表すると、それが修正かかったとしてもどこで修正になったのかというその情報の誤差といいますか、時間の違いで受け取り方が違ってくるということで、まだ、今まだ関係機関の中で公表できる段階ではないというふうに思っております。また、これちょっと話が大きくてその、ミサイルとか戦争とかっていう話になっておりますが、まあこれも、今までは他人事のような気持で私もいましたけども、昨今の状況でとても他人事ではないというふうに考えておる次第でございます。ミサイルの実際の J アラートという音を皆さんも聞かれたと思いますが、あれは市町村が流したわけではなくて瞬時に国が直接、国民に放送したというふうなことで、一切市町村の手はかかっておりません。国の強制発報でございます。私も布団の中で皆さんと同じような時間帯に聞いたというふうなところでございますので、そこから先は、先ほど柏崎が言ったように国民保護法に基づきまして国がいろんな状況を把握して執行するだろうと思っております。ただまあ、柏崎刈羽の原子力発電所のことが心配、というふうな方もいっぱいいるんですが、実際まあ廃炉、決定をされたとはいいいながら日本には 50 くらい、50 基程度その原子力発電所まだあるわけで、どこにどういうふうな被害が生じるかわからないので、その被害の状況を見極めた上でいろんな指示が来るというふうなことだろうと思っております。その国からきた指示については、それを正確に皆さんにお伝えする、ないしは指示をまた皆さんに与えるというふうなものが我々の立場かなあというふうに思っております。

次に、町田委員のところでしょうか。豪雪に対するご指摘でございます。まさにこの前の、去年でしたかね。豪雪については本当に 116 号線も止まってしまったという現実を見まして、まさに重要な対策を取らなければいけないというふうなことで、関係機関と話をしたり、ないしは除雪体制についても、国道は国、県道は県、なんていうふうな話ではなくて、最寄りの機械が動くところについては総動員せよと、いうふうな連携の話を煮詰めているというか、そういうふうな方向性になっているというふうに話も聞いて、除雪担当のほうから聞いておりますので、それらの連携を図りながら情報収集を行なって避難ができるような体制をまた固めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして規制庁さん、願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の平田でございます。えっと、規制庁として書かれているのは竹内委員からのご質問で、10 ページになりますが、別紙のとおりと書いてありますが申し訳ございません。規制庁特に回答は用意しておりません。理由をこれからちょっと簡単にご説明します。

原子力発電所の事故に関しては大別しますと、冷却材が無くなる事故、か、若しくは電源が無くなる事故、それぞれが単独で起こるか、両方同時に起こるかというような、そういうパターンが考えられるんですが、いずれにしてもですね、そこに至るまでの間っていうのはいきなり例えば冷却材が全部水が抜けるとかでなし、電源がいきなりバーンと全部

切れるわけでもないということで、そこに至るまで、いろんな経路を辿りますので、それに関してどう考えるかというのは、事業者である東京電力しかわからないことになっておりまして。規制側です、こういうことを考えられるという細かい事故の進展をです、最初から決めてるわけではございませんので。そういう意味では規制側としての答えはないというのが冒頭申し上げた理由です。

で、この最後にです、東京電力さんからの運転プラントの事故と現在のプラントの事故の事象進展の比較というのがございます。で、これあの私なりの知識でもってこれを見る限りはです、停止中のプラントの事故の想定というのは、使用済みの燃料プールの水が抜けて、燃料が剥きだしになって、そこから事故が起こるといいます。これは停止中に関してはこういうのが一番厳しい状況だと思えます。それから、運転プラントの事故の想定に関してはです、もうこれは本当に。原子炉の配管がいきなり全部破断して電源もなくなって、というようなです、通常あのあり得ない想定なんです、これになった場合には6分後、18分後というです、こういう進展が考えられるということで、まあこれは現実的な想定ではないと思えます、一番厳しい。時間想定としてはまあこういう考え方あるのかなというふうには思えます。で、あとちょっと詳細の説明についてはたぶん東電さんのほうからあると思えます。規制庁は以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。次に、エネ庁さんお願いできますか。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁に対してはお一人の委員の方からご質問をいただいております。該当場所は13ページになります。田中委員からいただいております。エネルギー供給が足りなくなった場合の対応について聞かれております。私共は、電気事業法を所管しており、電気事業法第31条では、大臣は電気の安定供給の確保に支障が生じ、または生じる恐れがある場合において公共の利益を確保するため、特に必要があり、且つ適切であると認める時は電気事業者に対して電気を供給することなどを命じることができることが規定されております。但し、基本的には、他の法令等を遵守していることが必要となります。以上、私からのお答えになります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に東京電力さん、お願いをいたします。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力、森田でございます。まず、6ページ目をご覧くださいと思います。須田委員からのご質問でございますけれども、東京電力として協力会社等の連携等について聞かせてほしい、というご質問です。回答でございますけれども、万が一事故が発生した場合には、東京電力社員自らが事故対応、事故の収束を行なうこととしております。一方当初は、当初、構内で作業していただいている協力企業の方々につきましては、基本は準備が整い次第、ご自宅、避難先に移動していただく方向で検討しております。その際には即時避難区域からの避難の妨げにならないよう、今後検討してまいりたいというふうに考え

ております。

続きまして、9 ページ目に移りまして、竹内委員からのご質問、①番のところでございます。原発が稼働している時と稼働していない時の事故の進展速度の差を大まかでよいので示してほしい、ということでございます。回答は 10 ページ目に書いてございます。発電所にあります原子燃料は、運転を止めた後も熱が発生する特徴があります。時間とともにその熱は減衰するという状況です。で、原子炉運転直後の燃料というのは非常に大きな熱を持っておりますので万が一、先ほど過酷な条件等々がまあ発生した場合ということになりますけれども、適切に熱を除去できないような場合は、格納容器の圧力を下げるベントを実施する必要があります。但し、こういう事態に至るのに代替循環冷却システムなどの対策っていうのを施しております。一方ですが、使用済み燃料のお話でございますけれども、現在、使用済み燃料プールにて燃料を保管しております、運転を停止してから 5 年以上の年月経っておりますので、熱の持つ、燃料の持つ熱は十分に小さくなっております。現時点で万が一プールの冷却ができなくなる事故が発生した場合においても十分な時間の中で対応できるというふうに考えております。イメージ図といたしましては先ほどあのご説明ありました巻末から 2 ページ目のところに、記載してある通りでございます、使用済み燃料については十分な時間の余裕があるというふうに考えております。

続きまして 13 ページ目に移りまして田中委員からのご質問で、第 2 パラグラフの後半ぐらいからになりますけれども、「工程表や役割分担表、スケジュールを作成しそれを持ちあって毎月 1 回ほど担当者同士で打ち合わせをしてわかりやすく私たちに伝えてほしいと思います」、ということの回答になります。回答は 14 ページ目になりまして、当社といたしましては防災体制の整備、自治体の皆様からのご意見を踏まえた避難支援策の拡充に努めております。具体的には昨年 10 月に新潟本社におきまして 50 名の社員から成る被災者の支援活動チームの運用を開始しております、具体的な各自治体への情報連絡員の派遣とか、あるいは介護を必要とされる方々の避難支援等々、方策を検討しております。

また本年 2 月には内閣府から主催する柏崎刈羽原子力防災協議会で、被災者支援活動チームの運用状況について紹介させていただいております。今後も国・県・関係自治体と相談しながら事業者として最大限の協力をさせていただきます。

次はあの最後になりますけれども 16 ページ目の町田委員からのご質問でございます。真ん中よりちょっと下くらいのところになりますが、「テレビなどの映像を使った避難誘導解説を流すことはできないかと思いますが、お金がかかるので東電に安全 PR だけでなく少し協力して、願えないものでしょうか」というご質問、ご意見でございます。回答のほうは 17 ページ目でございますけれども、尚というところからが中心になりますけれども。ご要望いただきました避難誘導解説とは主に 30 km 圏内にお住まいの方々に向けた情報発信になると思われまので、テレビ CM というのは県内全域で放映しているというところでございますので、テレビ CM ということでお伝えするのは少し難しいというふうに考えております。で、一方ですが、ラジオ CM につきましては県内全域ということではなくて、受信エリアの限られるコミュニティ FM とか、そういったものもございますので、そういった放送局で流

すCMであれば、地域の避難に関する情報をお伝えできると考えておりますので、今後検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではですね、新潟県さんから東京電力さんまでのご回答を個々にですね、詳しくご回答いただきましたけれども、今日のフリートークというのはちょっと中止にさせていただいて、時間までですね、何人かしか多分ご発言できないと思いますが、次回もございまして、時間になったら止めるっていうかたちにさせていただきますが、皆さんからのご自分のですね、回答についてのご意見、受けたいと思います。じゃあ、高橋さんどうぞ。

◎高橋委員

高橋です。私の回答、あの、原発を停止していても事故の可能性がります。これはもう私50年近く原発に関わってますので、こんなこと書いていただかなくてもわかります。それで、回答が2行半。私はかなり具体的に質問したはず、つもりなんです、もう本当に木で鼻をかんだっていうふうな感じが。思いを持ちました。それから全体的にですね、県の対応は非常に悪い。そういうふうに思います。せめて、まああの柏崎なんか本当によく説明していただきましたけれども、県の対応は、回答は非常にっけんどん。大概憤っています。以後、気を付けていただきたいと思います。要望です。苦情です。

◎桑原議長

よろしいですか。新潟県さんにおきましてはたぶん時間内で短くっていうことが徹底されたんでそういうことだと思うのですが、はい。

◎高橋委員

そんなのはわかってるんですよ。あんたがそんなこと…。

◎桑原議長

それでは他の方、いませんか。田中さん、どうぞ。

◎田中委員

はい、田中でございます。今回私、皆さんにあの要望とご意見をさせていただきましたけれども、ご回答いただきましてありがとうございました。この今現状が以前と少し変わっ、少しというか本当に大幅に変わってきていると私は今思ってます、エネルギー政策に対してもなんですけれども、まあ皆さん報道でご存じだとは思いますが、ミサイルが飛んでいたり、なんか環境問題が大変になってきたり、いたり、食糧がつかれないとか今年の米がすごい不作だとか、いろいろこう問題が、状況がいろいろ変わってきているとすごく思っています。特にこの原子力政策に舵切りをした1980年代っていうのは、環境問題本当にひどくて、石油。石油で日本のエネルギーをほとんど賄ってる中で第二次オイルショックを受けた時に原子力発電が必要だと。そして、あの頃はまだ、もしかしたら戦争が起こるかも知れないという思いがきつと皆さんの胸にあり、それも含めて原子力政策に移行したのだと思ってますし、あと、環境ですよ。当時はまだ、全然あの、石炭の発電が日本国内どこにでもありまして、もう空気が汚いと。そんなのを解決するために我々この日本という国が原子力政策を選んだ。ただ今の現在の状況は、昔とは少し違って、これ

からその、本当に私たちのこの 30 代の人間、20 代の人間はいつ戦争が起きてもおかしくないと思うようにだんだんできてきているんじゃないかと思っています。あの、その時に、当時のっていうか、ですかね。今は本当に環境的にもその、石炭で発電をしてないから空気が汚れてるとかはないですし、あのお金とか、経済的には日本の年金事情とかも私たちの時代はもう 30 歳、30 代の人間はもう年金がもらえないかも知れないと言われてる中で生きている。わけですし。

◎桑原議長

すいません、田中さん。今日は避難計画の問題なので、あなたの質問に対する回答についてのご意見・ご質問にさせていただきませんか。

◎田中委員

わかりました。すいません、失礼しました。要は避難計画をつくっていく時にですね、優先順位が本当に高いのかが私にはよくわからないんですよ。他にもたくさん大きな問題がある中でこの避難計画をこの、最優先のように感じてしまっていることが非常に憤りがございまして。ぜひねあの、なるべく早くにこの避難計画を完結させていただいて、本当にその国でも、自治体でも、行政でも皆さんの力を本当に終結させて具体的にスケジュールをね、持ち寄っていただいて一日も早くこの避難計画をつくりあげて完成させて、その次の問題に早く向かってほしいと。他にもたくさん問題がこの国には私はあると思ってますので、一日も早い計画の策定を願っています。よろしくお願いします。

◎桑原議長

ありがとうございました。ご意見、ご要望ということで。他の方、いかがでしょうか。竹内さん、どうぞ。じゃあ竹内さんの次に入澤さん。

◎竹内委員

すいません。あの竹内です。あの私質問させていただいたものにすべて丁寧に回答いただいてありがとうございました。中でもこの東京電力さん出してくださったこのプラント事故。動いてる時と動いてない時の比較の表はとっても私、一回こういうの知りたかったな、と思ったところでありがたかったところです。で、あの規制庁の方がこれ、本当に極端な場合だということで、私も、動いていない時は何時間の単位で燃料が露出するし、動いている時は何週間の単位で、だろって思ってたんですけども、本当に極端な場合で 6 分、50 日という差があるわけなんですけれども。これ、福島事故に例え、福島事故のようなことが起きたら、あのやっぱり動いてないプラントは 50 日後の燃料の露出だったのでしょか、というところが聞きたいんですが。福島と同じ事故の動いてなかった炉の場合を考えた時に、やっぱり 50 日後なんですかね。動いてなかったところは。

◎桑原議長

これはどなたにお聞きしたい。

◎竹内委員

東京電力さん。ごめんなさい。

◎桑原議長

はい。じゃあ東京電力さん、お願いします。

◎太田原子力センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の太田でございます。今、お話ありました福島第一との比較でございますが、福島第一で事故を消失してしまった原子炉は運転中の原子炉でございます。止める、冷やす、閉じ込めるのうちの止めるということはできたんですけども、その後電気を失って炉心を冷却することができなくなって事故に至ってしまったという経緯でございます。で、このグラフに示しております、現在のプラントの事故の例、という線が下のほうにあります。これは、使用済み燃料プールで現在保管している状態で事故が起きた場合、という線を示しております。ですので、もう5年冷やしているということで、熱の出し具合は非常に弱くなっている状態で万が一炉心、ああ失礼、プールを冷やすことができなくなったらどうなるか、という線でございます。で、一方、上のほうにあります、運転プラントの事故の例と書いてありますほうは、これは炉心、原子炉の中でまさに運転に供していた燃料が冷やすことができなくなったらどうなるか、ということをお示した線でございます。ですので、まあ上のほうは福島第一の事故と同様なケースであり、さらに厳しい条件、全く冷やせないという条件。下に文章で、3行ほど書かせていただきましたけれども、非常に厳しい条件で評価をすると、まあこういう状況になりますという両者の比較を示させていただきました。説明が足らずに申し訳ございませんでした。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは、簡単にしてください。

◎竹内委員

はい、すいません。あのじゃあ、今止まって5年、止まっている状況では何か、使用済み燃料プールで何かあってもだいたい50日後くらい。露出するのは50日くらいだと思っ
ていいんですね。

◎太田原子力センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、改めて東京電力太田でございます。はい。下のほうに示しております線ですね。使用済み燃料というものは、原子炉を止めた直後は崩壊熱を出している、ですけども、この崩壊熱はプールで冷やしている時間とともにどんどん弱くなっていきます。ですので、まあ今、の時点で申し上げますと、既に停止から5年以上経過しているということになります。ですので、プールを冷やす装置が万が一止まったとしてもプールの水の温度が上がっていくのは非常に緩やかであると、ということになります。従って、まあ徐々に温度が上がっていった時にプールが沸騰するまでの時間も160時間後ということで、時間的には十分余裕がありますという評価になります。

◎桑原議長

ありがとうございます。それではあの、時間の関係で、入澤さんのご質問等で最後にしたいと思います。

◎入澤委員

入澤です。お世話になっております。時間のない中で申し訳ないんですけども。素人意

見の質問に丁寧に答えていただいていたありがとうございました。今言われてみると私も紙のほうは届いていたのかなと思ってみたり、処分はしてないと思います。たぶん、引出しの中にも思っています。

それですね、パッとひらめいたっていうか、思いついたことなので、賛否あると思うんですけども。万が一の時に避難するっていう、行動力があるのはやっぱり 20 代、30 代、40 代くらいの、まあ車持って。で、60 代、70 代くらいの親、まあ私共の世代だと親がいますのでまあその人たちに声を掛けて一緒に逃げる、みたいな想定ができると思うんですけども、やっぱり残念ながらこの、見るほうだとか紙媒体のものだとかを 20 代、30 代の人間ってなかなか見なくてですね。ちょっと思いついたんですけどもなんか、アプリみたいなものをですね、つくって、入れておく。まあその 20 代、30 代くらいの人間であればだいたい今スマートフォン持ってますので、アプリ開発してもらって入れておくと、何かしら更新の情報だとか、避難状況、何かしらまあ一方的にこう、送っていただけるとポーンと案内がきて開けるみたいな、そんなものがあってもいいのかな、なんて思ってみたりですね。

あとちょっと、田中委員さんの質問に関してちょっと。私、刈羽村民なのでちょっと気になっちゃったんですけども。この回答がですね、やっぱり今、現段階でちょっと表示。公表できる段階までにならないっていうちょっと返答だったんですけども。まああの、興味がある人間に関しては、何かしら見れる場所があってもいいんじゃないかなっていうのがちょっと思いました。確かにあの誤解を招くっていうのもあると思うんですけども、まあ誤解を招くっていうのはやっぱりその、元々興味がない人間がさっさと目を通した時に昔の情報ばかりを気にして誤解を招くっていうのがあると思うんですけども。元々興味がある人間であれば新しい情報、どんどん更新されればそれも随時見てると思いますんで、現段階でどのくらいの規模の災害が起きた時に、どこに集まったらいいのかとか、どこの道路からどう逃げたらいいのか、とか。今段階で考えられてることをちょっと一度まとめていただきたいな、っていうのはちょっと率直に思いました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。ご意見・ご要望ということでよろしいでしょうか。

それではですね、今日はあの皆さんの説明でですね、大部分がたぶん、時間的にこういうことになるんだろうなっていうふうな予想で始まったわけですが、冒頭申し上げましたように、来月もですね、同じテーマでっていうふうに予定されておりますんで、来月の部分については皆さん今日はまだ、消化不良なところでご意見も多々あると思いますが次回にまたご意見・ご要望いただければなっていうふうに思っております。

それではですね、今日の議題はこれで、終わりとさせていただきます、事務局のほうからご連絡ありましたら。

◎事務局

皆様、お疲れ様でした。それでは事務局から、次回の定例会について連絡させていただきます。次回の第 173 回定例会ですが、11 月 1 日水曜日、午後 6 時 30 分から、ここ、柏

崎原子力広報センターでの開催となります。また、議題は今回と同じ、広域避難計画に関する意見交換について、を予定しておりますので今日の資料をご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして地域の会第 172 回定例会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でした。

◎桑原会長

ありがとうございました。

－ 終了 －